

石川県公報

令和2年9月29日

第13344号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (文化振興課)	1
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	1
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	2
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	3
○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	4
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	5
○土地改良区の役員就任公告 (同)	5
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	5
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	5
○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同)	6
○建設業の許可の取消しの公告 (監理課)	6
○宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告 (建築住宅課)	6
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	6
雑 報	
○入札公告	7

告 示

石川県告示第324号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立図書館資料等燻蒸クリーニング業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年9月8日
- 落札者の名称及び所在地
高崎倉庫株式会社
群馬県高崎市下佐野町71番地
- 落札金額
26,812,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和2年7月28日

石川県告示第325号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

西海第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町赤崎レの3番地 木村 豊男

羽咋郡志賀町小窪1の82番地 木村 巧

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の区域(赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業又は小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和2年8月28日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキとうりき店

金沢市東力4丁目45番地 計3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 食品スーパー ナルックスとうりき店

金沢市東力4丁目45番地 計3筆

(変更後) クスリのアオキとうりき店

金沢市東力4丁目45番地 計3筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ナルックス

代表取締役 中西 茂宏

金沢市鳴和1丁目1番10号

(変更後) 株式会社ナルックス

代表取締役 野口 剛

白山市松本町2512番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ナルックス

代表取締役 中西 茂宏

金沢市鳴和1丁目1番10号

(変更後) 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

3 変更の年月日

- (1) (3) 令和3年5月18日
- (2) 令和2年7月31日

4 変更する理由

- (1) 店舗の名称を変更するため
- (2) 法人の代表者の変更及び本店所在地を移転したため
- (3) 小売業者を変更するため

5 届出年月日

令和2年9月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月29日から令和3年1月29日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月29日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキとうりき店

金沢市東力4丁目45番地 計3筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,330平方メートル

(変更後) 1,545平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 96台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 67台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 42.95平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 42.95平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 56.0立方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 27.6立方メートル

- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前10時00分から午前0時00分まで
 年間30日は午前9時00分から午前0時00分まで
 (変更後) 午前9時00分から午前0時00分まで
- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分から午前0時15分
 (うち一部は、午前9時30分から午後10時00分)
 年間30日は午前8時30分から午前0時00分まで
 (うち一部は、午前8時30分から午後10時00分)
 (変更後) 午前8時30分から午前0時30分
- (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前6時00分から午後4時00分
 (変更後) 午前5時00分から午後11時00分

3 変更する年月日

- (1) (2) (3) (4) 令和3年5月18日
 (5) (6) (7) 令和2年10月1日

4 変更する理由

- (1) (3) (4) 店舗改装に伴う、レイアウト変更のため
 (2) 来客用駐車場の一部を従業員用及び臨時駐車場として利用するため
 (5) (6) (7) 顧客ニーズに対応するため

5 届出年月日

令和2年9月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業部商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月29日から令和3年1月29日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月29日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 五坊商店	金沢市	金沢市木越町ソ20番1ほか23筆
農事組合法人 せせらぎ	金沢市	金沢市松寺町寅32番ほか23筆
濱田 勉	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸1054番
谷口 雅亮	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中7番ほか2筆
中田 仁栄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中8番ほか4筆
武田 純一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹東48番ほか3筆
農事組合法人 あいかみ	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町相神い51番ほか15筆

横道 勝	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町相神と121番
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字石井五字3番1
宮川 吉則	能美郡川北町	能美市下清水町ヨ107番

2 認可年月日

令和2年9月29日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟干拓土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	銭丸 弘 樹	河北郡内灘町字大清台326番地	令和2年9月6日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟干拓土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	松井 賢 志	小松市今江町2-36	令和2年9月7日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年9月30日から同年10月28日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
鹿頭地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	志賀町農林水産課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和2年9月30日から同年10月28日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この

決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	町屋・鳥越地区 (鳥越工区)	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	町屋・鳥越地区 (町屋工区)	令和2年9月23日

建設業の許可の取消しの公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 処分をした年月日 令和2年9月25日
- 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - 商号 有限会社トキワ建工
 - 代表者の氏名 代表取締役 架場 良一
 - 主たる営業所の所在地 石川県金沢市三口町火246-2
 - 許可番号 石川県知事許可(般-30)第17765号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実

有限会社トキワ建工の取締役は、刑法(明治40年法律第45号)第246条等の罪により、令和2年7月30日に金沢地方裁判所において、懲役3年8月の判決を受け、同年8月14日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許年月日及び番号
株式会社アド・ベンチャー	保 坂 聡	金沢市三十蒔町乙157-1-108	平成28年3月1日 石川県知事(2)第3986号

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和2年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字加賀爪口1番1、1番18から1番21まで、5番1、5番3から5番7まで、6番1から6番6まで、7番1、7番3から7番7まで、31番及び農道の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字加賀爪口1番19、5番3、5番7、6番2、6番6、7番3及び農道の無籍地の一部	河北郡津幡町字加賀爪ハ85番地3 株式会社 Tプランニング

雑 報

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年9月29日

石川県公立大学法人理事長 宮 本 外 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

石川県立看護大学ネットワーク機器更新業務 一式

(2) 調達の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行場所

石川県立看護大学

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県の入札指名停止措置を受けている者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書等の交付場所

(1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人 法人本部

電話 076-227-7553

(2) 交付方法

(1)の交付場所において、書面で交付する。

4 入札参加資格の確認手続等

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書による。

(2) 提出期限

令和2年10月8日(木)午後5時(郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。)

5 入札書の受領期限及び開札の日時等

(1) 入札書の受領期限

令和2年10月14日(水)午後3時(郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。宛先は、3(1)の場所とする。)

(2) 開札の日時及び場所

令和2年10月14日(水)午後3時

野々市市末松1丁目308番地

石川県立大学 会議室部屋番号K116

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。

(6) その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。